主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人池内精一の上告趣意は、判例違反をいう点をも含め、実質はすべて量刑不 当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五五年六月三日

## 最高裁判所第一小法廷

判長裁判官	本	Щ		亨
裁判官	寸	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷		正	孝